

国土交通省トラック・物流荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第24回】開催

開催日時：令和7年7月28日(月) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？

※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- 改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - 各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - 各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

(今月のNEWS) 下請法改正！

改正の主なポイント

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正法」)
〔令和8年1月1日施行〕

【用語の見直し】「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

【規制内容の追加】

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止 〔価格据え置き取引への対応〕

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

(2) 手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。

人件費や燃料費が上がっているのに、
運賃や料金をあげてもらえません？



だめだ、こっちも苦しいんだよ

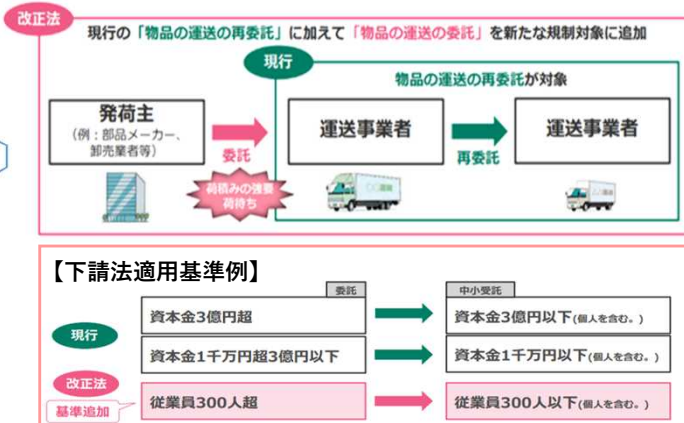
【規制対象の追加】

(3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

(4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕

- 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。



【執行の強化等】

(5) 面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に
改正法に基づく指導・助言が追加。
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした
転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非**目安箱**に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード